



宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和8年4月1日時点

建設業 1434日**その他の業種 856日**

熱中症対策の準備を始めましょう！

4月は、

STOP！熱中症クールワークキャンペーン「準備期間」です

気象庁の発表によると、今年の3月から5月及び夏（6～8月）の平均気温は平年に比べて高くなる見通しとなっています。4月はSTOP！熱中症クールワークキャンペーンの準備期間ですので、準備期間にすべきことがきちんと実施されているかを確認し、熱中症を予防しましょう！

準備期間にすべきこと

～企業の担当者の方からも「4月から熱中症対策を進めるのは早すぎるのではないかと考えていたが、あっという間に気温が高くなった。早めの対策が大事ですね。」という感想がありました～

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

教育研修の実施



管理者、作業者に対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

高年齢者の労働災害防止のための指針が公表されました

詳細についてはこちらから→

令和8年2月10日、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関する指針が公表されました。この指針は、令和8年4月1日から適用されます。

指針の概要

▶以下の1から5までに掲げる事項について「各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むことが必要である。」と示されています。

- ①安全衛生管理体制の確立等 ②職場環境の改善 ③高年齢者の健康や体力の状況の把握
④高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応 ⑤安全衛生教育



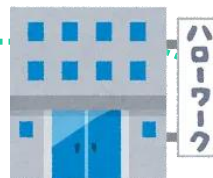
令和8年度 雇用保険料率のご案内

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



詳細についてはこちらから

おまけ

- ▶「3月は去る」という言葉のとおり、3月はあっという間に終了し、4月になりましたね。
▶4月といえば異動の時期！先日、とある方が「『また一緒に働きたい』と思ってもらえるような人になりたいと思いました。」という発言をしていました。まさにそのとおりで、また一緒に働きたいと思える人に出会えることも、また一緒に働きたいと思ってもらえることも、とても素敵なことだと思います。
▶新しい環境で新年度を迎えた方もそうでない方も、健康に気を付けて今年1年頑張ってくださいませ！